



平成18年6月7日

関係各位

高千穂交易株式会社  
代表取締役社長 戸田秀雄  
(コード番号 2676 東証第1部)  
問い合わせ先  
取締役常務執行役員  
経営システム本部長 赤堀寛人  
電話 03-3355-1111

(訂正)「定款の一部変更に関するお知らせ」の一部訂正について

当社は、平成18年5月18日に開示いたしました「定款の一部変更に関するお知らせ」につきまして、一部訂正を要する箇所がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

【開示事項の訂正箇所】

表中の網掛け部分(■)が訂正箇所です。下線は定款の変更箇所です。

1. 定款変更の目的

(訂正前)

社外監査役の賠償責任限定契約の締結が可能となりますので、独立性の高い優秀な人材を迎えられるよう、社外監査役との賠償責任限定契約を可能とするため、第44条(社外監査役の責任免除)を新設したいと存じます。また、併せて社外取締役についても独立性の高い優秀な人材を迎えられるよう、社外取締役との賠償責任限定契約を可能とするため、第33条(社外取締役の責任免除)を新設するものであります。

(訂正後)

社外監査役の賠償責任限定契約の締結が可能となりますので、独立性の高い優秀な人材を迎えられるよう、社外監査役との賠償責任限定契約を可能とするため、変更案第44条(社外監査役の責任免除)を新設したいと存じます。また、併せて社外取締役についても独立性の高い優秀な人材を迎えられるよう、社外取締役との賠償責任限定契約を可能とするため、変更案第33条(社外取締役の責任免除)を新設するものであります。

2. 定款変更の内容

(下線は定款の変更部分を示します。)

(訂正前)

現行定款 (新設)	変更案
	第8条(单元未満株式の権利) <u>(3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当および新株予約権の割当てを受ける権利</u>

(訂正後)

現行定款 (新設)	変更案
	第8条(单元未満株式の権利) <u>(3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび新株予約権の割当てを受ける権利</u>

(訂正前)

現 行 定 款	変 更 案
第6条(自己株式の取得) 当社は、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。	第9条(自己の株式の取得) 当社は、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(訂正後)

現 行 定 款	変 更 案
第6条(自己株式の取得) 当社は、取締役会の決議をもって自己株式を <u>買い受ける</u> ことができる。	第9条(自己の株式の取得) 当社は、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を <u>取得する</u> ことができる。

(訂正前)

現 行 定 款	変 更 案
第8条(名義書換代理人) 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。 2.名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。	第11条(株主名簿管理人) 当社は、株式につき株主名簿管理人を置く。 2.株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。

(訂正後)

現 行 定 款	変 更 案
第8条(名義書換代理人) 当社は、 <u>株式につき名義書換代理人</u> を置く。 2. <u>名義書換代理人</u> およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。	第11条(株主名簿管理人) 当社は、 <u>株主名簿管理人</u> を置く。 2. <u>株主名簿管理人</u> およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

(訂正前)

現 行 定 款	変 更 案
第10条(基準日) 2.前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主または登録質権者となることができる。	第13条(基準日) 2.前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者となることができる。

(訂正後)

現 行 定 款	変 更 案
第10条(基準日) 2.前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主または登録質権者となることができる。	第13条(基準日) 2.前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者となることができる。

(訂正前)

現 行 定 款	変 更 案
第13条(決議の方法) 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。 2.商法第343条の定めによる決議および商法その他法令において同条の決議方法が準用される決議は、総株主の議決権数の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。	第16条(決議の方法) 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。 2.会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めのある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権数の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

(訂正後)

現 行 定 款	変 更 案
第13条(決議の方法) 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。 2. 商法第343条の定めによる決議および商法その他法令において同条の決議方法が準用される決議は、総株主の議決権数の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。	第16条(決議の方法) 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。 2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めのある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権数の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

(訂正前)

現 行 定 款	変 更 案
第15条(議事録) 株主総会における議事の経過の要領およびその結果は、議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。	第18条(議事録) 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

(訂正後)

現 行 定 款	変 更 案
第15条(議事録) 株主総会における議事の経過の要領およびその結果は、議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。	第18条(議事録) 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。

(訂正前)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	第19条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を法令の定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(訂正後)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	第19条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を法令の定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(訂正前)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	第20条(取締役会の設置) 当社は、取締役会を置く。

(訂正後)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	第20条(取締役会の設置) 当社は、取締役会を置く。

(訂正前)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	第23条(取締役の解任) 取締役の解任決議は、議決権を行使することが出来る株主の議決権の過半数を有するものが出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(訂正後)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	第23条(取締役の解任) 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有するものが出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(訂正前)

現 行 定 款	変 更 案
第18条(代表取締役および役付取締役) 3.取締役会は、その決議により、取締役社長1名を選任し、また必要に応じ、取締役会長1名を選任することができる。	第24条(代表取締役および役付取締役) 3.取締役会は、その決議により、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名を選定することができる。

(訂正後)

現 行 定 款	変 更 案
第18条(代表取締役および役付取締役) 3.取締役会は、その決議により、取締役社長1名を選任し、また必要に応じ、取締役会長1名を選任することができる。	第24条(代表取締役および役付取締役) 3.取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名を選定することができる。

(訂正前)

現 行 定 款	変 更 案
第19条(取締役の任期) 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 2.(本文省略)	第25条(取締役の任期) 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。 2.(現行どおり)

(訂正後)

現 行 定 款	変 更 案
第19条(取締役の任期) 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 2.増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。	第25条(取締役の任期) 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。 2.増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(訂正前)

現 行 定 款	変 更 案
第20条(取締役会の招集権者および議長) 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。	第26条(取締役会の招集権者および議長) 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、その議長となる。取締役会長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(訂正後)

現 行 定 款	変 更 案
第20条(取締役会の招集権者および議長) 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。	第26条(取締役会の招集権者および議長) 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、その議長となる。取締役会長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(訂正前)

現 行 定 款	変 更 案
第27条(監査役の選任) 2. 監査役の選任決議は、 <u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u>	第36条(監査役の選任) 2. 監査役の選任決議は、 <u>議決権を行使することが出来る株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u>

(訂正後)

現 行 定 款	変 更 案
第27条(監査役の選任) 2. 監査役の選任決議は、 <u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u>	第36条(監査役の選任) 2. 監査役の選任決議は、 <u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u>

(訂正前)

現 行 定 款	変 更 案
第28条(監査役の任期) 監査役の任期は、 <u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u>	第37条(監査役の任期) 監査役の任期は、 <u>選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。</u>

(訂正後)

現 行 定 款	変 更 案
第28条(監査役の任期) 監査役の任期は、 <u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u>	第37条(監査役の任期) 監査役の任期は、 <u>選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。</u>

(訂正前)

現 行 定 款	変 更 案
第29条(常勤監査役) 監査役は、 <u>互選により常勤監査役を選任する。</u>	第38条(常勤監査役) 監査役会は、 <u>監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u>

(訂正後)

現 行 定 款	変 更 案
第29条(常勤監査役) 監査役は、 <u>互選により常勤監査役を選任する。</u>	第38条(常勤監査役) 監査役会は、 <u>監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u>

(訂正前)

現 行 定 款	変 更 案
第34条(監査役の報酬および退職慰労金) 監査役の報酬および退職慰労金は、 <u>株主総会の決議をもってこれを定める。</u>	第43条(監査役の報酬等) 監査役の報酬等は、 <u>株主総会の決議によってこれを定める。</u>

(訂正後)

現 行 定 款	変 更 案
第34条(監査役の報酬および退職慰労金) 監査役の報酬および退職慰労金は、 <u>株主総会の決議をもってこれを定める。</u>	第43条(監査役の報酬等) 監査役の報酬等は、 <u>株主総会の決議をもってこれを定める。</u>

(訂正前)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	第44条(社外監査役の責任免除) <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</u>

(訂正後)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	第44条(社外監査役の責任免除) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の規定する額とする。

(訂正前)

現 行 定 款	変 更 案
第36条(利益配当金) 当社の利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、これを支払う。	第50条(剰余金の配当) 当社は、株主総会決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下、期末配当金という。)を支払う。

(訂正後)

現 行 定 款	変 更 案
第36条(利益配当金) 当社の利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、これを支払う。	第50条(剰余金の配当) 当社は、株主総会決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下、期末配当金という。)を支払う。

(訂正前)

現 行 定 款	変 更 案
第38条(利益配当金等の除斥期間) 2.(本文省略)	第52条(除斥期間) 2.(現行どおり)

(訂正後)

現 行 定 款	変 更 案
第38条(利益配当金等の除斥期間) 2.未払いの利益配当金および中間配当金には利息をつけない。	第52条(除斥期間) 2.未払いの期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

以 上